

(改正後全文)

こ成環第19号

令和5年5月26日

【一部改正】こ成環第22号

令和6年1月31日

各 都道府県知事 殿
公 募 団 体

こども家庭庁長官
(公 印 省 略)

令和5年度（令和4年度からの繰越分）NPO等と連携したこどもの居場所づくり支援モデル事業費の国庫補助について

標記の国庫補助金の交付については、別紙「令和5年度（令和4年度からの繰越分）NPO等と連携したこどもの居場所づくり支援モデル事業費国庫補助金交付要綱」により行うこととされ、令和5年5月26日から適用することとされたので通知する。

なお、都道府県知事におかれては、貴管内市町村（特別区、一部事務組合及び広域連合を含む。）に対する周知につき配慮願いたい。

別紙

令和5年度（令和4年度からの繰越分）NPO等と連携したこどもの居場所づくり支援モデル事業費国庫補助金交付要綱

（通則）

- 1 令和5年度（令和4年度からの繰越分）NPO等と連携したこどもの居場所づくり支援モデル事業費補助金（以下「補助金」という。）については、予算の範囲内において交付するものとし、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号。以下「適正化法施行令」という。）及びこども家庭庁の所掌に属する補助金等交付規則（令和5年内閣府令第41号）の規定によるほか、この要綱の定めるところによる。

（交付の目的）

- 2 この補助金は、この補助金は、NPO等の民間団体が創意工夫して行う居場所づくりやこどもの可能性を引き出すための取組の検証に係る経費を補助することにより、こどもの居場所に対して効果的な支援方策を明らかにすることを目的とする。また、令和6年能登半島地震により被災したこどもの心の負担軽減や回復等を目的として、こどもの遊びの機会提供や学習のためのスペース設置など、被災したこどもの居場所づくりに要する費用の補助を行うことにより、災害時であってもこどもが居場所を持てるようこどもの居場所づくりを推進することを目的とする。

（交付の対象）

- 3 この補助金は、令和5年5月10日こ成環第21号こども家庭庁成育局長通知の別紙「NPO等と連携したこどもの居場所づくり支援モデル事業実施要綱」に基づき設置するNPO等と連携するこどもの居場所づくりモデル事業企画評価委員会による審査等を受け採択された、都道府県及び市町村（特別区、一部事務組合及び広域連合を含む。以下同じ。）（以下、「都道府県等」という。）並びに社会福祉法人、特定非営利活動法人、公益社団法人、一般社団法人、公益財団法人、一般財団法人及びその他の法人（以下「社会福祉法人等」）が行う事業及び令和6年1月16日こ成環第9号こども家庭庁成育局長通知の別紙「NPO等と連携したこどもの居場所づくり支援モデル事業（被災したこどもの居場所づくり支援）実施要綱」に基づき採択された、都道府県等並びに社会福祉法人等が行う事業を交付の対象とする。

(交付額の算定方法)

- 4 この補助金の交付額は、次の表の第2欄に定める基準額と第3欄に定める対象経費の実支出額を比較して少ない方の額と総事業費から寄付金その他の収入額（社会福祉法人等の営利を目的としない法人の場合は、寄付金収入額を除く。以下同じ。）を控除した額とを比較して少ない方の額を交付額とする。ただし、算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

1 種目	2 基準額	3 対象経費
NPO等と連携したこどもの居場所づくり支援モデル事業	こども家庭庁長官が必要と認めた額	事業の実施に必要な報酬、賃金、報償費〔諸謝金〕、旅費、消耗品費、燃料費、食糧費、印刷製本費、光熱水費、会議費、役務費〔雑役務費、通信運搬費〕、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費

(注) 「3 対象経費」欄の〔 〕内は、社会福祉法人等における対象経費名である。

(注) 基準額は、500万円以内とし、金額については別途通知する。

(注) 地方自治体職員に支払う報酬等について、会計年度任用職員及び臨時的任用職員へ支給されるものに限る。

(交付額の下限)

- 5 4に定める算定方法により算定された交付額が50万円に満たない場合には、交付の決定を行わないものとする。

(補助金の概算払)

- 6 こども家庭庁長官は、必要があると認める場合においては、国の支払計画承認額の範囲内において概算払をすることができる。

(交付の条件)

- 7 この補助金の交付の決定には、次の条件が付されるものとする。

(1) 都道府県等が行う場合

ア 事業の内容の変更（軽微な変更を除く。）をする場合には、こども家庭庁長官の承認を受けなければならない。

イ 事業を中止し、又は廃止する場合には、こども家庭庁長官の承認を受けなければならない。

ウ 事業が予定の範囲内に完了しない場合又は事業の遂行が困難となった場合には、速やかにこども家庭庁長官に報告してその指示を受けなければならない。

エ 事業の遂行及び支出状況についてこども家庭庁長官の要求があったときは、速やかにその状況を報告しなければならない。

オ 事業により取得し、又は効用の増加した価格が単価50万円以上の機械、器具及びその他の財産については、適正化法施行令第14条第1項第2号の規定によりこども家庭庁長官が別に定める期間を経過するまで、こども家庭庁長官の承認を受けないで、この補助金の目的に反して、使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、又は廃棄してはならない。

カ こども家庭庁長官の承認を受けて財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部または一部を国庫に納付させることがある。

キ 事業により取得し、又は効用の増加した財産については、事業完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運用を図らなければならない。

ク 補助事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合（仕入控除税額が0円の場合を含む。）は、様式4により速やかに、遅くとも補助事業完了日の属する年度の翌々年度6月30日までにこども家庭庁長官に報告しなければならない。

また、補助金に係る仕入控除税額があることが確定した場合には、当該仕入控除税額を国庫に返還しなければならない。

ケ 補助金と事業に係る予算及び決算との関係を明らかにした様式1による調書を作成するとともに、事業に係る歳入及び歳出について証拠書類を整理し、当該調書及び証拠書類を補助金の額の確定の日（事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後5年間保管しておかななければならない。

ただし、事業により取得し、又は効用の増加した価格が単価50万円以上の機械、器具及びその他の財産がある場合は、前記の期間を経過後、当該財産処分が完了する日、又は適正化法施行令第14条第1項第2号の規定によりこども家庭庁長官が別に定める期間を経過する日のいずれか遅い日まで保管しておかななければならない。

(2) 社会福祉法人等が行う場合

ア (1)に掲げる条件(ケを除く。)を適用する。ただし、オの規定中「50万円」とあるのは、「30万円」と読み替えるものとする。

イ 事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、当該帳簿及び証拠書類を補助金の額の確定の日(事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日)の属する年度の終了後5年間保管しておかなければならない。

ただし、事業により取得し、又は効用の増加した価格が単価30万円以上の機械、器具及びその他の財産がある場合は、前記の期間を経過後、当該財産の財産処分が完了する日、又は適正化法施行令第14条第1項第2号の規定によりこども家庭庁長官が別に定める期間を経過する日のいずれか遅い日まで保管しなければならない。

(申請手続)

8 この補助金の交付の申請は、様式2による申請書に関係書類を添えて別に定める日までにこども家庭庁長官に提出して行うものとする。

(変更申請手続)

9 この補助金の交付決定後の事情の変更により、申請の内容を変更して追加交付申請等を行う場合には、8に定める申請手続に従い、様式5により、それぞれ、別に定める日までにこども家庭庁長官に提出して行うものとする。

なお、当初申請時の提出書類と内容に変更がないものについては、提出を省略することができる。

(交付決定までの標準的期間)

10 こども家庭庁長官は、交付申請書又は変更交付申請書が到達した日から起算して原則として2か月以内に交付の決定(決定の変更を含む。)を行うものとする。

(実績報告)

11 この補助金の事業実績報告は、事業の完了した日から起算して1か月を経過した日(7の(1)のイにより事業の中止または廃止の承認を受けた場合には、当該承認通知を受理した日から起算して1か月を経過した日)又は翌年度4月10日のいずれか早い日までに様式3による事業実績報告書に关系書類を添えて、こども家庭庁長官に提出して行うものとする。

(補助金の返還)

1 2 こども家庭庁長官は、交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、期限を定めて、その超える部分について国庫に返還することを命ずる。

(その他)

1 3 特別の事情により4、8、9及び11に定める算定方法、手続によることができない場合には、あらかじめこども家庭庁長官の承認を受けてその定めるところによるものとする。